



平成 24 年 4 月 6 日

各 位

会 社 名 旭テック株式会社
代表者名 執行役社長 入交 昭一郎
(コード：5606、東証第 1 部)
問合せ先 執行役 経営企画部長 神谷 明
(TEL. 0537-36-3103)

**A T Cホールディングス 2号株式会社による当社株券に対する
公開買付け（第 2 回）の結果に関するお知らせ**

A T Cホールディングス 2号株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 24 年 2 月 13 日から平成 24 年 4 月 5 日までの 38 営業日を公開買付期間として当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本第二回公開買付け」といいます。）を実施していましたが、本第二回公開買付けが平成 24 年 4 月 5 日をもって終了し、公開買付者より、その結果について添付のとおり発表する旨の報告を受けましたので、お知らせいたします。

また、公開買付者によれば、本第二回公開買付けによっても当社の発行済普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかったことから、公開買付者は、本第二回公開買付け終了後に、公開買付者が当社の発行済普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得するための手続を実施するとのことです。その一環として当社は、平成 24 年 3 月 29 日付けでお知らせしたとおり、同年 6 月に臨時株主総会及びこれと同日に当社普通株式の株主による種類株主総会の開催を予定しております。なお、これらの株主総会の開催日時、場所、付議議案の詳細等につきましては決定次第改めてお知らせいたします。

以上

(添付資料) 旭テック株式会社普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

平成 24 年 4 月 6 日

各 位

A T C ホールディングス 2 号株式会社

代表取締役 松田 清人

旭テック株式会社普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

A T C ホールディングス 2 号株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 24 年 2 月 10 日、旭テック株式会社（東証第一部、証券コード 5606、以下「対象者」といいます。）普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成 24 年 2 月 13 日より本公開買付けを実施していましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 24 年 4 月 5 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

A T C ホールディングス 2 号株式会社 東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号

(2) 対象者の名称

旭テック株式会社

(3) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
250, 520, 191 株	一株	一株

(注 1) 買付予定数に上限及び下限を設定しておりません。従って、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 単元未満株式についても、買付け等の対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、対象者は法令及び対象者株式取扱規程に定める価格にて当該株式を買い取ります。

(注 3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注 4) 買付予定数は、対象者の第 105 期第 3 四半期報告書（平成 24 年 2 月 10 日提出）に記載された平成 23 年 12 月 31 日現在の発行済普通株式総数（691, 272, 907 株）から、本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者が平成 24 年 2 月 10 日に公表した「平成 24 年 3 月期 第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された平成 23 年 12 月 31 日現在対象者が所有する自己株式数（5, 257 株）及び公開買付者が本公開買付けに係る公開買付届出書提出日現在所有する対象者普通株式（440, 747, 459 株）を控除した株式数（250, 520, 191 株）になります。

(4) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 24 年 2 月 13 日（月曜日）から平成 24 年 4 月 5 日（木曜日）まで（38 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(5) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 33 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付予定数に上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 13 第 1 項に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 24 年 4 月 6 日に報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	218,483,940 (株)	218,483,940 (株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—
合計	218,483,940	218,483,940
(潜在株券等の数の合計)	—	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	440,747 個	(買付け等前における株券等所有割合 57.50%)
------------------------------	-----------	---------------------------

買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	75,296 個	(買付け等前における株券等所有割合 9.82%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	659,231 個	(買付け等後における株券等所有割合 86.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	75,296 個	(買付け等後における株券等所有割合 9.82%)
対象者の総株主等の議決権の数	677,881 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が平成24年2月13日現在所有する株券等に係る議決権の数を記載しております。但し、特別関係者であるATCホールディングス1号株式会社（以下「ATCH1」といいます。）が所有する株券等に係る議決権の数は、(i)平成24年2月13日においてA種優先株式に係る取得請求権を行使した場合にA種優先株式を対象者が取得するのと引換えに交付されることとなる対象者普通株式数（以下「A種転換後普通株式数」といいます。）に係る議決権の数（59,990 個）、及び(ii)平成24年2月13日においてB種優先株式に係る取得請求権を行使した場合にB種優先株式を対象者が取得するのと引換えに交付されることとなる対象者普通株式数（以下「B種転換後普通株式数」といいます。）に係る議決権の数（15,306 個）の合計（75,296 個）として計算しております。

(注2) 「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が平成24年4月6日現在所有する株券等に係る議決権の数を記載しております。なお、特別関係者であるATCH1が所有する株券等にかかる議決権の数は、(i)平成24年4月6日におけるA種転換後普通株式数に係る議決権の数（59,990 個）、及び(ii)平成24年4月6日におけるB種転換後普通株式数に係る議決権の数（15,306 個）の合計（75,296 個）として計算しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第105期第3四半期報告書（平成24年2月10日提出）記載の総株主等の議決権の数（普通株式に係る議決権の数 655,194 個、A種優先株式に係る議決権の数 12,161 個及びB種優先株式に係る議決権の数 10,526 個の合計 677,811 個）です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書に記載された平成23年12月31日現在の発行済普通株式総数（691,272,907 株）から、本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者が平成24年2月10日に公表した「平成24年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された平成23年12月31日現在対象者が所有する自己株式数（5,257 株）を控除した 691,267,650 株に係る議決権の数（691,267 個）に、同報告書に記載された平成23年12月31日現在のA種優先株式 11,141,000 株に係る議決権の数（11,141 個）及び同報告書に記載された平成23年12月31日現在のB種優先株式 10,526,316 株に係る議決権の数（10,526 個）を加えた 712,934 個を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」の計算においては、「対象者の総株主等の議決権の数」に、「買付

け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」からA種優先株式に係る議決権の数（11,141個）及びB種優先株式に係る議決権の数（10,526個）を控除した数（53,629個）を加算した766,563個を分母として用いております。

（注5）「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「対象者の総株主等の議決権の数」に、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」からA種優先株式に係る議決権の数（11,141個）及びB種優先株式に係る議決権の数（10,526個）を控除した数（53,629個）を加算した合計766,563個を分母として用いております。

（注6）「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（5）あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

（6）決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

（公開買付代理人）

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日

平成24年4月11日（水曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付報告書を縦覧に供する場所

A T Cホールディングス2号株式会社

東京都千代田区紀尾井町4番1号

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

4. 公開買付け後の方針及び今後の見通し

公開買付け後の方針は、平成24年2月10日付「旭テック株式会社普通株式に対する公開買付け（第二回）の開始に関するお知らせ」記載の内容から変更ありません。

以 上